

こころの鈴 通信

No.25
中高校生版
令和4年1月

あけましておめでとう



三学期が始まりました。楽しいお正月でしたか？

友達に会うのが楽しみで登校できましたか？

なんとなく、学校が始まるのがやだなーと思った人もいたかもしれませんね。

今年もこころの鈴では、みなさんからの相談を待っています。どんなことでも心の声をきかせてください。

誰にでも「こころ」が苦しくなる時があるから・・・一人で抱え続けなくてね

悩みを聞いてくれる人が必ずいます。誰にも話せなかったら・・・

こころの鈴を思い出してください





松本市子どもの権利に関する条例で、大切にしている権利ってどんなことですか？

特に大切にしている権利は4つあります。
1番目は、「主体的に成長する権利」です。
それは、子ども達が、「かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること」です。

自分らしく生きたり、自分を大切に生活していくことが保障されています。

自分の未来について「自分の意思」を大切にするとということも「主体的に成長する権利」です。

自分の権利と同じように、同級生や友だちにも権利があります。自分らしく生きていくためにも、自分の権利と同じように、相手の権利も大切にしていきたいです。



自分らしく生きるって
どんなことだろう？

例えば・・・

自分が好き ⇒ ひとも好き

自分の思ったことを ⇒ 言うことができる

差別を ⇒ されない

いじめを ⇒ うけない

感情を ⇒ 素直に表現できる

夢を ⇒ 持つことができる

教育を ⇒ 受けることができる

趣味や遊びを ⇒ 楽しめる

意見や行動を ⇒ 理由もなしに邪魔をされない

失敗をした ⇒ 再びチャレンジできる

あなたの「主体的に成長する権利」
を考えてみましょう

メール相談をされる方へお願い

メール相談をされる方のスマートフォン、パソコン等が、迷惑メール対策等でこころの鈴からのメール送信が拒否される設定になっている場合があります。

こころの鈴から返信がない場合は、ご自身の機器のメール受信の設定をご確認のうえ、再度ご相談いただくか、勇気を出して0120-200-195までお電話を下さい。

松本市子どもの権利相談室『こころの鈴』 ～秘密は守ります～

- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階
- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- 会って相談 こころの鈴までお越しいただくか、お電話をください。
- メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

メールアドレスQRコード ⇒

